

小樽市の助成制度

申立費用助成

小樽市では、成年後見制度を利用した方で、申立費用の負担が困難な方に対し、必要な費用を助成します。

【対象者】

- (1) 小樽市に住所を有する者。ただし、小樽市内の施設等への入所等により小樽市へ転入した者のうち、介護保険等の実施機関が小樽市以外の市区町村となっている者を除く。
- (2) 小樽市に住所を有しない者のうち、小樽市外の施設等への入所等に伴い小樽市から転出し、介護保険等の実施機関が小樽市となっている者。

申立費用の助成対象となる方

上記の(1)又は(2)の要件に該当する被後見人等(本人)に関して、後見開始等の審判申立を行った本人、配偶者又は4親等以内の親族の方で、以下の要件に該当する方

申立人が被後見人等(本人)	以下の要件のいずれかに該当する方 ①本人が生活保護受給者 ②その他、申立費用を負担することが困難であると認められる者(※1)
申立人が親族	本人が上記要件に該当し、かつ申立てを行った親族が以下の要件のいずれかに該当する方 ①親族が生活保護受給者 ②その他、申立費用を負担することが困難であると認められる者(※1)

(※1) 事前に市にお問い合わせください。
上記の基準日は、交付申請を行った日です。

助成の内容(審判申立に要した以下の費用)

- ・収入印紙代
- ・診断書料
- ・戸籍謄本の交付手数料
- ・郵便切手代
- ・鑑定料

助成申請の手続き

